

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案に対する意見書

2011年(平成23年)8月26日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

- 1 総務省から今回提案されている「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及びその解説の改正案は、電気通信事業者から捜査機関に対し、通常の検証許可状の要件の下で、GPSによる個人のピンポイントでの位置情報の提供を可能にするものであるところ、刑事訴訟法の改正によることなく、ガイドライン等の改正のみによって、市民のプライバシーを侵害するおそれの大きい捜査手法を事実上容認することは、相当でない。
- 2 仮に、GPSによる位置情報の提供を許容するとしても、国会における国民的議論を経て、その取得につき、一般の検証の要件と比して、より厳格な要件を定める刑事訴訟法の改正によってなされるべきである。

意見の理由

- 1 従来、所在不明の被疑者を逮捕する目的で、被疑者の使用している携帯電話につき、携帯電話会社のシステム端末を操作して、その所在位置を探索するために、捜査機関から検証許可状の発付が請求され、裁判官が審査の上、同許可状を発付する運用がなされてきた。これにより、都心部では、およそ半径500メートル程度の範囲で特定することができる基地局情報による位置情報が、携帯電話会社から捜査機関に提供されており、ガイドラインの26条1項により、それが許容されてきた。
- 2 今回のガイドライン改正案は、携帯電話のGPS(Global Positioning Systemの略語。全地球測位システム)機能を利用して、携帯電話会社が、裁判官が発した検証許可状に基づき、被疑者のGPSの位置情報を取得し、その情報を携帯電話会社から捜査機関に提供することを可能とする新たな捜査手法を実現するためのものであり、特に、警察が捜査に利用することが予定されている。

すなわち、今回の改正案は、ガイドラインの26条に3項を付加し、「当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであって、裁判官の発付した令状に従うときに限り」、電気通信事業者が捜査機関に対しGPSに

よる位置情報を提供することを認める内容となっている。現在の我が国の携帯電話は、GPSによる位置情報の取得の際にはその旨が携帯電話端末上に表示される仕様となっていることから、GPSによる位置情報の取得が携帯電話端末上に表示されること及び裁判官の発付した令状に従うことを要件として、電気通信事業者である携帯電話会社は、GPSによる位置情報を捜査機関に提供することが認められることになる。

- 3 GPSによる位置情報は、従来の基地局情報による位置情報の精度と比較すると、ピンポイントで被疑者が所持する携帯電話の位置を示すものであり、それは公道上の位置だけでなく、被疑者の私有地の中や、被疑者が現に居住する建物の中にいたとしても、その位置情報が克明に明らかになるという点で、憲法13条、同35条及び国際人権（自由権）規約17条が保障するプライバシーを侵害するものである。

それにもかかわらず、従前の基地局情報による位置情報を得るだけでは捜査の目的を達しないような事例があるかどうかについては、何ら明らかにされておらず、GPSによる位置情報の取得の必要性には疑問があり、そもそも、そのような強力な捜査手法を認めること自体に重大な疑問がある。

- 4 今回のガイドライン等の改正案は、電気通信事業者を名宛人とするものであり、直接に捜査機関を制約するものではない。裁判官が発付する検証許可状を前提としていと考えられるが、その要件については何ら規制するものとはなっていない。そのため、GPSによる位置情報を取得するための要件としては、刑事訴訟法218条1項の一般的な要件に従うことになるが、それだけでは、あまりにも無限定であり、捜査機関によってGPSによる位置情報が容易に取得されて監視されてしまうようなことになれば、市民のプライバシーが侵害されるという重大な事態が発生するおそれは否定できない。

そのような事態となることを防止するためには、GPSによる位置探索のための検証につき、被疑事件の重大性、その携帯電話の所持者が被疑事件を犯したことを疑うに足りる相当な理由の存在、GPSの位置情報を取得しなければ捜査の目的が達成できないという補充性、実施後に本人に告知がなされるべきことなど、この捜査手法の濫用の歯止めとなるべき要件につき、国会における国民的議論により慎重な検討がなされた上で、刑事訴訟法上、新たな強制処分として明確に規定される必要がある。

GPSによる位置探索とその情報の携帯電話会社から捜査機関への提供という新たな捜査手法の導入は、総務省におけるガイドライン及びその解説の改正だけでなされるべきではない。

5 当連合会は、ハイテク捜査として、個人のGPSによるピンポイントの位置情報を捜査機関が得ることができるような強力な監視手段を、通常の検証の要件の下で認めることには反対である。それを許容するのであれば、国会における国民的議論を経て、GPSによる位置情報の取得について、一般の検証の要件と比して、より厳格な要件を定める刑事訴訟法の改正によってなされるべきである。

現在、法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会において、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための捜査・公判の在り方の見直し等についての審議がなされており、そこでは新たな捜査手法についても議論されることになるものと見込まれるにもかかわらず、そのような場や国会での議論を避けて、総務省におけるガイドライン等を改正するだけで新たな捜査手法を実現しようとすることには問題があると言わざるを得ない。

6 よって、総務省におけるガイドライン及びその解説の改正だけで、通信事業者が捜査機関に対してGPSによる位置情報を提供することを認めることに対しては、強く反対する。